

## 藤沢市新生児聴覚検査実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新生児等の聴覚障がいの早期発見及び早期療育を推進し、聴覚障がいによる音声言語発達等への影響を最小限に抑えることを目的とした新生児聴覚検査（以下「聴覚検査」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (聴覚検査)

第2条 この要綱において、聴覚検査とは、次条に定める対象者が生後初めて受検する次に掲げる検査をいう。

- (1) 自動聴性脳幹反応検査(以下「自動ABR (AABR)」という。)
- (2) 聴性脳幹反応検査(以下「ABR」という。)
- (3) 耳音響放射検査(以下「OAE」という。)

2 前項の定めにかかわらず、保険診療により聴覚検査を実施した場合は、本要綱の対象外とする。

### (対象者)

第3条 聴覚検査の対象者は次のとおりとする。

- (1) 検査実施日において市内に住民登録を有する6か月未満の児（登録されるまでの間にある者を含む。)
- (2) 令和5年4月1日以降に出生した児
- (3) その他市長が必要と認める児

### (実施機関)

第4条 新生児聴覚検査業務委託契約に定める仕様に基づき、第2条に定めるいずれかの検査を実施することができる医療機関及び助産所とする。

### (補助券の交付等)

第5条 市長は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第16条第1項の定めにより行う母子健康手帳交付時（再交付時を除く）に、対象となる妊婦に対して藤沢市新生児聴覚検査費用補助券（以下「補助券」という。）を交付するものとする。

2 本市以外の市区町村において母子健康手帳の交付を受けた後に本市に転入した妊婦、又は出生日において本市以外の住民基本台帳に記載された後に本市に転入した第3条に定める児の保護者は、母子健康手帳等交付申請書を市長に提出することにより、補助券の交付を受けることができるものとする。

3 補助券の紛失等による再交付は認めないものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- 4 使用できる補助券は、ABR（AABR）、又はOAEのどちらか1回のみとし、2回使用することはできない。

（実施方法）

第6条 聴覚検査の受検を希望する保護者は、必要事項を記入した補助券を実施機関に提出し、受検するものとする。

- 2 補助券の提出を受けた実施機関は、補助券に検査結果等の必要事項を記録するものとする。

（費用負担額）

第7条 実施機関における聴覚検査費用（以下「受検料」という。）の市の費用負担額は、次の各号の区分に応じた額を上限とする。

（1）自動ABR（AABR）：3,000円／件

（2）ABR：3,000円／件

（3）OAE：1,500円／件

- 2 受検料が前項に定める金額を超える場合は、その超過額は対象者の保護者（以下「保護者」という。）が負担するものとする。

- 3 受検料が第1項に定める金額を超えない場合は、その額を保護者が一時的に負担するものとし、保護者は実施機関で補助券を使用することはできない。

（償還払い）

第8条 前条第3項の定めにより受検料を一時的に負担した保護者、又は里帰り出産等の理由により第4条に定める実施機関で補助券を利用できなかった保護者は、藤沢市新生児聴覚検査費用助成金交付要綱に基づき、受検料の助成を受けることができる。

（実績報告等）

第9条 実施機関は、補助券（市町村送付用）を取りまとめて、新生児聴覚検査集計報告書とともに市長が別に定める期日までに提出するものとする。

- 2 実施機関は、聴覚検査に要した費用を別途定める業務委託契約書に基づき市長に請求するものとする。

（事後指導等）

第10条 市長は、聴覚検査の結果を確認し、必要に応じて保護者に対して適切な保健指導等を行うものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年8月4日から施行する。